

公益財団法人高知県のいち動物公園協会 における役員の報酬等に関する支給基準

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人高知県のいち動物公園協会（以下「協会」という。）の定款第29条ただし書きの規定に基づき、常勤役員である理事および監事の報酬の支給について必要な事項を定めるものである。

(意 義)

第2条 この規程における役員報酬とは、協会が役員に対し、役員としての業務の対価として支給するものをいう。

(決定機関)

第3条 役員報酬は、評議員会で決定し、支給するものとする。

(報酬の種類)

第4条 役員報酬は、理事長については年額5,300千円、副理事長、専務理事、常務理事等については年額4,700千円を超えないものとする。

(通勤費の取扱い)

第5条 役員の通勤費は、その通勤の実態に応じて、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(役員報酬の支給と控除)

第6条 役員報酬は歴月計算とし、職員給与の支給日に支給する。

2 税金・社会保険料等の控除および本人から申し出のあった立替金・積立金等は、毎月の報酬から控除して支給する。

3 月の途中で役員に就任したとき、または月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割計算により支給するものとする。

(協議事項)

第7条 この規程に定めのない事項については、評議員会において協議し、決定するものとする。